

九州大学大学院人間環境学府附属総合臨床心理センター心理教育相談受託規程

平成16年度九大規程第74号

制定：平成16年4月1日

最終改正：令和元年9月27日

(令和元年度九大規程第49号)

第1条 九州大学大学院人間環境学府附属総合臨床心理センター（以下「センター」という。）が受託する心理教育相談（以下「相談」という。）の方法及び費用の額については、この規程の定めるところによる。

第2条 相談は、教育研究上有意義であり、かつ、センターの運営に支障がないと認められる場合に、これを受託することができる。

第3条 相談を申し込もうとする者は、所定の申込書をセンターの長に提出し、その承認を得なければならない。

第4条 前条の承認を得た者は、所定の期日までに心理教育相談料を納付しなければならない。

2 既納の心理教育相談料は、返還しない。

第5条 相談の種類及び心理教育相談料の額は、別表のとおりとする。

第6条 この規程に定めるもののほか、相談の方法及び必要事項は、センターの長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規程第208号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第133号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第49号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表

相談の種類	単位	心理教育相談料の額
受理面接	1回	2,980円
親子並行面接	1回	3,060円
親子並行面接（保護者）	1回	1,950円
臨床心理面接（子ども）	1回	1,950円
臨床心理面接（成人）	1回	2,740円
集団心理面接	1回	2,640円
コンサルテーション	1回	2,450円
心理検査	1回	3,600円